



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 クリエアナブキ
代表者名 代表取締役社長 藏 田 徹
(JASDAQ・コード番号 4336)
問合せ先 取締役執行役員管理部長 上 口 裕 司
T E L . 0 8 7 - 8 2 2 - 8 8 9 8 (代 表)

内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」の一部を改定する決議を行いましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

この度の改定は、平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が施行されたことに伴うものであります。

なお、改定箇所は、下線で示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会はコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
- ② 事業年度ごとに、重要な経営方針を策定し、全社への浸透を図る。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、規程、マニュアル等の制定及び見直し、全社への周知徹底を行う。
- ④ コンプライアンス体制を有効に機能させるため、コンプライアンスに関する研修等の具体的な年間計画をコンプライアンス委員会で策定し、体制整備を進める。
- ⑤ 組織及び職務分掌・職務権限規程を制定し、職務の執行について責任及び範囲を明確に定める。
- ⑥ 取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- ⑦ 内部監査規程を定め、各部門から独立した内部監査員が内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑧ 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察、顧問弁護士等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、社内文書保管・保存規程に従い、適切な保存及び管理を行う。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、当該情報を取締役及び監査役が常時閲覧できる環境で行う。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理事務の所管は、関連規程の定めに従う。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は経済情勢、業界の動向等を勘案した中期経営計画を策定する。また、当該計画達成のため、各部門において具体的な行動計画を立案し、常勤の取締役全員により構成される経営会議への報告等を通して、統一的な進捗管理を行う。
- ② 取締役会規程、組織及び職務分掌・職務権限規程、及び稟議規程を制定し、決裁手続及び権限等を明確に定める。
- ③ 取締役の職務執行の管理・監督を行うため、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

4. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社には取締役会を設置し、当社の取締役1名以上が子会社の役員を兼任する。
- ② 取締役会は、当社グループ（当社及び当社の子会社のことをいう。以下同じ。）の中期経営計画を策定する。また、当該計画達成のため、各子会社に具体的な行動計画を立案させ、その進捗管理を行わせる。
- ③ 子会社に対し、少なくとも毎月1回、当社の取締役会または経営会議において、営業成績、財務、人事その他の経営上の重要事項に関する報告を行うことを義務づける。
- ④ 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための各種施策に加え、当社グループとして必要な企業倫理、コンプライアンス、リスク管理の体制等を整備し、浸透を図る。
- ⑤ 当社グループにおける取引等については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会的規範に照らして適切なものでなければならない。
- ⑥ 当社グループにおける取引等の公正性及び適正性を確保するため、会社間の取引等に係る方針を関係会社管理規程として定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。

5. 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおける損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項をリスク管理規程に定め、リスク管理統括部門及び必要に応じ代表取締役社長が指名した者が、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。
- ② リスク管理統括部門は、リスク管理規程に基づいて、当社グループのリスク管理を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、適当な使用人を配置しなければならない。
- ② 監査役補助者は、監査役よりその職務執行に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役及び使用人の指揮命令を受けない。
- ③ 監査役補助者の取締役からの独立性及び監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保するため、その人事異動については、監査役の同意を必要とする。また、取締役会の決議により監査役補助者を懲戒に付す場合にも、監査役の同意を必要とする。

7. 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、監査役の要請に応じて、経営会議その他の重要な会議に監査役が出席できる機会を確保する。
- ② 当社グループ役職員（当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人のことをいう。以下同じ。）は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実や不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社の監査役に報告する。
- ③ 当社グループ役職員は、当社の監査役から業務に関する報告を求められた場合、速やかにこれに応じる。
- ④ 当社の監査役に報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
- ② 監査役会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
- ③ 監査役は、内部監査員に対し、職務の執行に必要な協力を求めることができる。
- ④ 監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムを構築する。
- ② 代表取締役社長は、内部統制システムの整備・運用を継続的に評価する。

以 上